

平成19年12月17日

京丹後市議会

議長 今 度 弘 様

議会改革特別委員会

委員長 大 同 衛

議会改革特別委員会報告書

議会改革特別委員会における調査検討事件について、下記の通り報告します。

記

1 調査検討事件

京丹後市議会の活性化と改革のための議会に関する見直し・検討

2 調査等の実施日及び調査等の項目

(1) 平成18年9月1日 第1回委員会

①正副委員長の互選

(2) 平成18年9月14日 第2回委員会

①委員会の検討課題とスケジュールについて検討

②研修会について検討(第1回講師決定)

③作業部会の設置について検討(決定)

(3) 平成18年9月21日 第1回作業部会

①行程表(案)について検討

②委員会スケジュール骨子(案)について検討

③調査・研修の手法(案)について検討

④議会改革の検討課題(案)について検討

(4) 平成18年9月25日 第3回委員会

①行程表について検討

- ②委員会スケジュール骨子について検討
- ③調査・研修の手法について検討（決定）
- ④議会改革の検討課題について検討
- ⑤第1回研修会の開催について（日程、全議員研修会）
- (5) 平成18年9月28日 第2回作業部会
 - ①行程表（案）について検討
 - ②議会改革の検討課題（案）について検討
 - ③委員会スケジュール骨子（案）について検討
 - ④視察研修の検討（三重県地方議会フォーラム、高島市議会）
 - ⑤懇談会の内容と日程について検討
 - ⑥アンケート方式・対象・内容について検討
- (6) 平成18年9月28日 第4回委員会
 - ①行程表について検討（決定）
 - ②議会改革の検討課題について検討（決定）
 - ③委員会スケジュール骨子について検討（決定）
 - ④視察研修の検討・三重県地方議会フォーラム、高島市議会（決定）
 - ⑤懇談会の内容と日程について（アンケート実施後に決定）
 - ⑥アンケート方式・対象・内容について検討
- (7) 平成18年10月6日 第3回作業部会
 - ①第2回研修会について検討
 - ②アンケート（案）について検討
- (8) 平成18年10月17日 第5回委員会
 - ①視察研修について確認
 - ②全議員研修会について検討（第1回確認、第2回決定）
 - ③アンケートについて検討（最終の微修正を正・副委員長に一任し決定）
- (9) 平成18年10月23日 第6回委員会
 - ①「市議会に関するアンケート」発送準備作業
（行政関係団体経験者617通、無作為抽出市民2,500通）
- (10) 平成18年10月28日 議員研修会（第1回）
 - ①「議会改革の現状、課題と議会基本条例」について
講師：全国町村議会議長会政務・議事調査部長 岡本光雄氏
- (11) 平成18年11月1日～2日 第7回委員会（視察研修）
 - ①三重県地方議会フォーラム2006
「議会基本条例と今後の議会改革」について
 - ②滋賀県高島市議会
「合併後の議会改革」について
- (12) 平成18年11月9日 第4回作業部会
 - ①アンケート集計作業の分担と集計作業

- (13) 平成18年11月16日 第5回作業部会
 - ①視察報告のまとめ(案)について検討
 - ②アンケートの現況報告
 - ③アンケート結果の報告書・公表等について検討
 - ④懇談会(意見を聞く会)の実施方法と日程について検討
- (14) 平成18年11月17日 第8回委員会
 - ①視察報告のまとめについて検討
 - ②アンケートの現況報告
 - ③アンケート結果の報告書・公表等について検討
 - ④懇談会(意見を聞く会)の実施方法と日程について検討
 - ⑤特別委員会にかかる来年度予算について検討
- (15) 平成18年11月27日 議員研修会(第2回)
 - ①「市民参加と議会改革・地方議会のマニフェスト」について
講師：(株)ぎょうせい・月間ガバナンス副編集長 千葉茂明氏
- (16) 平成18年11月27日 第6回作業部会
 - ①市議会に関するアンケート調査結果報告書(案)の作成について
- (17) 平成18年11月29日 第9回委員会
 - ①視察報告のまとめについて(視察研修報告書決定)
 - ②市議会に関するアンケート調査報告書について検討
 - ③特別委員会にかかる来年度予算について(意見聴取会経費)
 - ④行程表、委員会スケジュール骨子の修正について検討
- (18) 平成18年12月8日 第7回作業部会
 - ①市議会に関するアンケート調査結果報告書(案)まとめについて検討
 - ②調査報告書の公表・広報のあり方について検討
 - ③意見を聞く会(懇談会)の日程と事前配布資料等について検討
- (19) 平成18年12月11日 第10回委員会
 - ①市議会に関するアンケート調査結果報告書まとめについて検討(最終の微修正を正・副委員長に一任し決定)
 - ②調査結果報告書の公表・広報について検討(市議会ホームページ、まほろばへの全文掲載、記者発表、市民局への配布を決定)
 - ③行程表、委員会スケジュール骨子の修正について検討
 - ④意見を聞く会(懇談会)の日程、内容について(日程決定)
- (20) 平成18年12月18日 第8回作業部会
 - ①アンケート意見全文の閲覧について修正検討(個人情報、誹謗中傷等の削除)
 - ②行程表、委員会スケジュール骨子の修正について検討
 - ③アンケート結果、委員会を振り返っての意見交換
- (21) 平成18年12月19日 第11回委員会

- ①アンケート意見全文の閲覧について修正検討（個人情報、誹謗中傷等の削除）
- ②行程表、委員会スケジュール骨子の修正について検討（修正決定）
- ③アンケート結果、委員会を振り返っての意見交換
- (22) 平成18年12月21日 正・副委員長（記者発表）
 - ①アンケート調査結果報告書について
- (23) 平成19年1月16日 第12回委員会
 - ①地方自治法第96条第2項の活用事例について
 - ②意見を聞く会の進行等委員役割について（決定）
- (24) 平成19年1月26日 峰山市民局・意見を聞く会
 - ①議会改革特別委員会の検討課題と経緯、議会の概要説明
 - ②意見聴取
- (25) 平成19年1月29日 大宮市民局・意見を聞く会
 - ①議会改革特別委員会の検討課題と経緯、議会の概要説明
 - ②意見聴取
- (26) 平成19年1月31日 網野市民局・意見を聞く会
 - ①議会改革特別委員会の検討課題と経緯、議会の概要説明
 - ②意見聴取
- (27) 平成19年2月2日 丹後市民局・意見を聞く会
 - ①議会改革特別委員会の検討課題と経緯、議会の概要説明
 - ②意見聴取
- (28) 平成19年2月5日 弥栄市民局・意見を聞く会
 - ①議会改革特別委員会の検討課題と経緯、議会の概要説明
 - ②意見聴取
- (29) 平成19年2月7日 久美浜市民局・意見を聞く会
 - ①議会改革特別委員会の検討課題と経緯、議会の概要説明
 - ②意見聴取
- (30) 平成19年2月9日 女性の意見を聞く会
 - ①議会改革特別委員会の検討課題と経緯、議会の概要説明
 - ②意見聴取
- (31) 平成19年2月15日 第13回委員会
 - ①一般質問の時間、手法等全国の事例について
 - ②意見を聞く会のまとめ、概要の配布等取り扱いについて検討
 - ③意見を聞く会を終えて意見交換
 - ④6月議会（議会中間報告）に向けた委員会日程について
- (32) 平成19年2月20日 第9回作業部会
 - ①6月議会（中間報告）に向けた日程（案）について検討
 - ②意見聴取会（中間決定について）の陳述人の人選手法について検討

- (33) 平成19年2月22日 第14回委員会
 - ①夜間議会、土・日議会の開催事例について
 - ②6月議会（中間報告）に向けた日程について検討（決定）
 - ③「意見聴取会」の日程と内容について検討
- (34) 平成19年3月7日 第15回委員会
 - ①「意見聴取会」、公募陳述人の募集方法について（決定）
 - ②「意見聴取会」、委員会選出陳述人の選出について（正・副一任）
- (35) 平成19年3月26日 正・副委員長（記者発表）
 - ①意見聴取会（中間決定について）の意見陳述人公募について
 - ②中間決定にかかるパブリックコメントの募集について
- (36) 平成19年4月2日 第16回委員会
 - ①「意見聴取会」委員会選出陳述人と、公募陳述人の申し込み状況報告
 - ②議員定数、議員報酬、政務調査費について意見交換・自由討議
- (37) 平成19年4月9日 第17回委員会
 - ①議員定数、議員報酬、政務調査費について意見交換・自由討議
 - ②議員定数、議員報酬、政務調査費について中間集約
- (38) 平成19年4月11日 第10回作業部会
 - ①議員定数・報酬、政務調査費に関する議会改革特別委員会中間決定報告書（案）について検討
 - ②「意見聴取会」について
- (39) 平成19年4月12日 第18回委員会
 - ①議員定数・報酬、政務調査費に関する議会改革特別委員会中間決定報告書について検討（決定）
 - ②「意見聴取会」について
- (40) 平成19年4月16日 第11回作業部会
 - ①パブリックコメント募集中の委員会開催について
 - ②「意見聴取会」について
- (41) 平成19年4月22日 意見聴取会
 - ①議員定数・報酬、政務調査費に関する議会改革特別委員会中間決定に至る経過報告
 - ②議員定数・報酬、政務調査費に関する議会改革特別委員会中間決定についての意見聴取会
- (42) 平成19年4月24日 第12回作業部会
 - ①「意見聴取会」についての反省点
 - ②政務調査費条例（案）について検討
- (43) 平成19年5月8日 第19回委員会
 - ①政務調査費条例について検討
 - ②「意見聴取会」について意見交換

- (44) 平成19年5月21日 第20回委員会
 - ①政務調査費条例について検討
 - ②「意見聴取会」について意見交換
 - ③6月議会での中間報告に向けた委員会日程について
- (45) 平成19年5月29日 第21回委員会
 - ①意見聴取会、パブリックコメントの意見について
 - ②議員定数・報酬、政務調査費について
 - ③6月議会での中間報告に向けた委員会日程について
- (46) 平成19年6月1日 第13回作業部会
 - ①中間報告書のまとめ方について
- (47) 平成19年6月4日 第22回委員会
 - ①政務調査費条例の政務調査報告書の扱いについて
 - ②議員定数・報酬、政務調査費にかかる委員会決定
- (48) 平成19年6月6日 第14回作業部会
 - ①中間報告書のまとめについて
- (49) 平成19年6月7日 第23回委員会
 - ①中間報告書のまとめについて
- (50) 平成19年6月20日 第15回作業部会
 - ①パブリックコメントに対する回答について
 - ②6月議会以降の委員会の検討課題とスケジュールについて
- (51) 平成19年6月21日 第24回委員会
 - ①パブリックコメントに対する委員会の回答について
 - ②議員定数条例の提出について
 - ③6月議会以降の委員会の検討課題とスケジュールについて
- (52) 平成19年6月26日 議会
 - ①中間報告書提出
 - ②京丹後市議会議員定数条例提出
- (53) 平成19年7月3日 第25回委員会
 - ①今後の検討課題について
- (54) 平成19年7月3日 第15回作業部会
 - ①今後の委員会日程について
 - ②検討課題の日程調整について
- (55) 平成19年7月10日 第26回委員会
 - ①地方自治法第96条第2項に基づく議決事項の追加について
 - ②地方自治法第109条第5項に基づく参考人制度の活用について
 - ③インターネットによるライブ中継及び録画配信について
 - ④傍聴規則の見直しについて
- (56) 平成19年7月11日 理事者（副市長）への説明（委員長）
 - ①議決事項の追加等の取り扱いについて

- (57) 平成19年7月17日 第27回委員会
- ①前回の課題のまとめについて
 - ②質疑・一般質問について
 - ③代表質問の制度の明確化について
- (58) 平成19年7月20日 議員会
- ①京丹後市議会傍聴規則改正について
- (59) 平成19年7月25日 第28回委員会
- ①前回の検討課題のまとめについて
 - ②議員間の自由討議の導入について
 - ③議員の質問に対する反問権の付与について
 - ④委員会体制のあり方について
 - ・常任委員会のあり方、所管事項の調整について
 - ・委員会調査活動の充実、委員会議事録等について
 - ・委員長報酬について
 - ⑤議長の委員会所属、会派所属について
- (60) 平成19年7月25日 第16回作業部会
- ①議会の役割と任務に係る議会基本条例の前文と条文（案）について
 - ・前文・目的について
 - ・議会の活動原則について
 - ・議員の活動原則について
 - ②会派制度について
- (61) 平成19年7月30日 第29回委員会
- ①議会の役割と任務について（議会基本条例の前文と条文案）
 - ②会派制度について
 - ③京丹後市まちづくり基本条例「第5章」市議会について
- (62) 平成19年7月30日 第17回作業部会
- ①議会基本条例の条文（案）について
- (63) 平成19年8月6日 第30回委員会
- ①議会改革の検討課題（議会基本条例）について
 - ・第5条 市民参加及び市民との連携について
 - ・第6条 議会報告会について
 - ・第3章 市長等と議会及び議員の関係について
 - ・第4章 討論の拡大について
 - ・第5章 委員会の活動について
 - ・第6章 議会及び議会事務局の体制整備について
- (64) 平成19年8月17日 第31回委員会
- ①議会改革の検討課題（議会基本条例）について
 - ・第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇について

- ・第8章 最高規範性で見直し手続きについて
- ②議会基本条例（案）の今後の取り扱いについて
- (65) 平成19年8月28日 理事者への説明（正・副委員長）
 - ①京丹後市議会基本条例（案）について
- (66) 平成19年8月30日 第32回委員会
 - ①京丹後市議会基本条例（案）について
 - ・執行部例規担当職員の加筆修正について
 - ・第5条4項の陳情の取り扱いについて
 - ・第10条 討論による合意形成について
 - ・第16条 議員の政治倫理について
 - ・第18条 議員報酬について
 - ②議会基本条例（案）の取り扱いについて
 - ・議員会について
 - ・理事者との意見交換会について
 - ・まちづくり基本条例の制定を進める会との意見交換会について
 - ・パブリックコメント（市広報掲載）の実施について
- (67) 平成19年9月4日 議員会
 - ①議会基本条例（案）の取り扱いについて
- (68) 平成19年9月7日 京丹後市まちづくり基本条例の制定を進める会への説明（正・副委員長）
 - ①京丹後市議会基本条例（案）の説明
- (69) 平成19年9月14日 議員会
 - ①京丹後市議会基本条例（案）に関する意見交換
- (70) 平成19年9月18日 京丹後市まちづくり基本条例の制定を進める会との意見交換会
 - ①京丹後市議会基本条例（案）に関する意見交換について
- (71) 平成19年9月19日 第18回作業部会
 - ①これまでの意見を踏まえた議会基本条例（案）の修正について
- (72) 平成19年9月21日 理事者への説明（正・副委員長）
 - ①京丹後市議会基本条例（案）について
- (73) 平成19年9月25日 第33回委員会
 - ①京丹後市議会基本条例（案）について理事者との意見交換
 - ②これまでの意見を踏まえた議会基本条例（案）の修正について
- (74) 平成19年9月25日 第19回作業部会
 - ①理事者との意見交換を踏まえた議会基本条例（案）の修正について
- (75) 平成19年9月28日 理事者への説明（正・副委員長）
 - ①京丹後市議会基本条例（案）の修正事項について
- (76) 平成19年10月1日 市長との協議（正・副委員長）

- ①京丹後市議会基本条例（案）の修正事項について
- (77) 平成19年10月2日 第34回委員会
 - ①理事者との協議内容と議会基本条例（案）の修正について
 - ②検討課題の再チェックについて
 - ③来年度議会予算の考え方について
 - ④パブリックコメントについて
- (78) 平成19年10月5日 議員会
 - ①京丹後市議会基本条例（案）の修正について
- (79) 平成19年11月19日 第35回委員会
 - ①パブリックコメントに寄せられた意見について
 - ②京丹後市議会基本条例（案）について
 - ・最終的なチェックと議案としての取り扱いについて
 - ③議会改革特別委員会最終報告について
 - ・報告書の取りまとめについて（報告事項、取りまとめ日程）
- (80) 平成19年11月27日 第20回作業部会
 - ①報告書（案）の取りまとめについて
- (81) 平成19年12月4日 第36回委員会
 - ①報告書（案）の取りまとめについて
- (82) 平成19年12月17日 第37回委員会
 - ①報告書（案）の取りまとめについて

3 調査検討の概要

議員定数・報酬、政務調査費についての中間報告後の第25回委員会において、残された検討課題、1. 議員の役割と任務について、2. 議会基本条例の検討、6. 議会の活性化の検討、7. 市民へのわかりやすさと市民参加の検討、8. 基本事項の検討、以上の5項目について、項目内の細目にわたり検討のあり方、日程等を議論し、あわせて、検討成果を盛り込んだ議会基本条例を制定することを前提に検討を進めることを全委員で確認した。

第26回委員会以降は、具体的項目毎に検討を行った。

地方自治法第96条第2項に基づく議決事項の追加については、①市行政の政策及び施策の基本的な方向を定める各種計画等、②公社等の財務書類等、③予算科目の目、④他団体と結ぶ提携または協定の内予算を伴うもの、⑤契約議決金額の変更について、以上の5項目を対象に回数を重ねて調査・検討を行い、取り寄せた資料や行政実例等を基に、①、④を追加議決事項とすべきものと決定した。

地方自治法第109条第5項及び第6項等に基づく参考人制度の活用については、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会において、今後積極的に参考人制度及び公聴会制度を活用することを確認し、また、市の条例では公聴会参加人等の実費弁償額が旅費のみの支給であり、実態にそぐわないことから、条例の一部改正を検討されるよう市長に提言した。

インターネットによる議会のライブ中継及び録画については、現在、全ての本会議についてライブ中継を行なっているが、録画配信は一般質問のみである。今日までのアクセスの状況を検証した結果、録画配信も効果が確認できたので、より多くの情報を提供するため、ライブ中継同様に全ての本会議について録画配信すべきものと決定した。

傍聴規則の見直しについては、一定のルールは堅守しながらも、できるだけ市民が気軽に傍聴できるように配慮した改正案を委員全員の合意により作成し、議員会において全議員の了承により改正を行った。

質疑、一般質問については、質疑の事前通告制等近隣自治体の状況を調査・検討したが、特に現状に問題がないと判断した。また、一般質問における一問一答方式は継続することを確認し、質問時間、質問順位等については次期議会に委ねることを確認した。

代表質問の制度の明確化については、一般質問との違いが判らないという意見もあったが、会議規則上はあくまで一般質問の扱いであり、会派の取り扱い方もあるので、次期議会に委ねることを確認した。

議員間の自由討議の導入については、意見交換として委員会ではすでに行っているが、本会議においては、全ての発言が議事録に残るため、議長の整理のもとにルール化が必要であり、本会議においても議員間の自由討議を導入することができるものと確認するとともに、実施のあり方については議会運営委員会に委ねることとした。

議員の質問に対する反問権の付与については、議員の質問に対し、より論点・争点を明確にするために、議長の許可を得て市長等が逆質問をすることができるものと確認した。

委員会体制のあり方について、まず、①委員長報酬については、合併前旧町においては支給されていたが、府下の他市においては南丹市以外支給されていないことから、支給しないものと確認した。次に、②委員会のあり方、所管事務の範

困については、部局を基本に所管を定めることとし、総務委員会、産業建設委員会、文教厚生委員会の3常任委員会体制が望ましいと確認した。次に、③委員会調査活動の充実、委員会議事録等については、毎月一回以上の所管事務調査と、市民との懇談会や出前講座の開催による市民との交流や情報交換など、積極的に委員会活動を充実すべきものと確認した。また、議事録については、粗全文に近い要点筆記で、発言者の氏名も入れて公開し、インターネット上でも掲載すべきものと確認した。

議長の委員会所属、会派所属については、議長公務による日程調整の現状と、府下の他市の状況等を考慮し、議長については委員会、会派ともに所属しないものとし、副議長については所属可能であると確認した。

議会の役割と任務については、議会基本条例の前文、目的、議会・議員の活動原則として整理し、監視・チェック機能や政策提言機能、情報公開や説明責任、市民参加などを含んだ条文（案）として検討を行った。あわせて、会議規則、委員会条例の見直しについては、市民にわかりやすい議会運営を行うため、申し合わせ事項を含め継続的に見直すことを条例に明記するものと確認した。

会派制度については、議会が多数による合議制の機関であり、個々の議員が住民の多様な意見を代表するなかで、その利害を調整し集約する過程においては議員集団としての活動も必要であり、同様に会派間での調整や合意形成も必要であると確認した。また、京丹後市議会会派代表者会規定の第4条第1項中の「議会活動」を「理念」に改正すべきものと決定した。

議会主催の懇談会等については、議会報告会を含め、市民が議会の活動に参加できるように検討を進める必要があり、条例に明記すべきものと確認した。

市長による政策等の形成過程の説明、予算及び決算における政策説明資料の作成については、議員が審議を深め、政策水準を高める議論を行うために、市長に対し、政策等の決定に至るまでの過程を含め、具体的に項目を定めてわかりやすい説明資料の作成を求めるものと確認した。

定例会における夜間・休日議会の開催については、現在行なわれている市民局等での議会放映、インターネットによるライブ中継、録画配信など、情報技術の活用による効果もあるので、現時点では積極的な検討を進める必要がないものと確認した。

子ども議会等模擬議会の開催については、市民の議会活動への参加の一方法と

して開催を検討する方向で次期議会に委ねるものと確認した。

議会事務局体制の充実、議員研修の充実及び議会図書の実態については、それぞれ充実を図る必要があり、条例に明記すべきものと確認した。

陳情の取り扱いについては、様々な意見が出されたが、全国の状況を調査した結果も踏まえ、現在行っている申し合わせ事項を一部改正して、会議規則第137条「議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。」により処理することとし、請願と同様に市民による政策提言と位置づけ、審議において、提案者の意見を聴く機会を設けるものと確認した。

議会のホームページの充実、議会資料、議事録のCD・ROM化と市民への貸し出しについては、ホームページは他市との比較においても見劣りする状況にないが、貸し出しについては需要があるかどうか疑問であり、ホームページの充実のなかで検討すべきであるとし、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段の活用を努めることを条例に明記するものと確認した。

議会基本条例の検討については、以上の議論に、議員の政治倫理、身分及び待遇と、最高規範性を見直し手続を加え、本特別委員会の京丹後市議会基本条例（案）として了承を得た。

引き続き、議会基本条例（案）について、議員会、京丹後市まちづくり基本条例の制定を進める会との説明会、意見交換会を実施し、また、執行機関に関わる条項があるため、市長等執行機関の長についても、説明と意見交換会を実施した。

これらの意見交換会でいただいた意見をもとに委員会で再検討し、一部を修正し、議員会において全議員の了承を得て、議会基本条例（案）についてパブリックコメントを実施した。

パブリックコメントについては、一件の意見のみにとどまったが、再度の検討を行い、特別委員会として京丹後市議会基本条例の最終案を決定した。

なお、議会改革検討課題の基本事項については一定精査ができたが、具体的検討結果において次期議会に委ねることとした課題も多くあり、議会改革の具現化については、新たな議員の責務としてその進展を強く期待して、本特別委員会を終結する。

4 委員会決定

京丹後市議会基本条例（案）

目次

前文

第1章 総則（第1条―第4条）

第2章 市民と議会の関係（第5条）

第3章 市長等執行機関と議会及び議員の関係（第6条―第9条）

第4章 討論の拡大（第10条）

第5章 委員会の活動（第11条）

第6章 議会及び議会事務局の体制整備（第12条―第15条）

第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第16条―第18条）

第8章 最高規範性と見直し手続（第19条―第21条）

附則

京丹後市議会（以下「議会」という。）は、京丹後市長（以下「市長」という。）とともに、二つの代表機関のそれぞれが異なる特性を活かして京丹後市民（以下「市民」という。）の意思を代弁する責務を負っており、市民に対して二元代表制の実効性を高め、京丹後市の最高規範である京丹後市まちづくり基本条例（平成19年京丹後市条例第●号）における市議会の責務を常に自覚して最良の意思決定を行うことにより、市民福祉の向上はもとより、常に地方自治の本旨の実現を使命として活動するものである。

議会は、市民から直接選挙で選ばれた京丹後市議会議員（以下「議員」という。）により構成される多人数による合議制の機関であり、地方分権一括法の施行以降、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日にあって、議会の使命を達成するために、議会及び議員の活動原則等をこの条例に定めるものである。あわせて地方自治法（昭和22年法律第67号）が定める概括的な規定の遵守とともに、公正性と透明性の確保、積極的な情報の公開、政策活動等への多様な市民参加の推進、議員間の自由討議の展開、市長等執行機関との緊張感の保持、議員の資質の向上、議会活動を支える体制の整備等について定めることにより、市民に開かれた議会、市民参加を推進する議会、市民に身近な信頼される議会を目指し、市民との協働のもと、京丹後市のまちづくりを推進するものである。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市政の情報公開と市民参加を原則とした、自主自立の分権時代にふさわしい市民に身近な議会及び議員の活動の活性化と充実のために必要な議会運営の基本事項を定めることにより、市民が安心して生活できる豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(議会の活動原則)

第2条 議会は、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重視して、市長等執行機関の市政運営状況を監視するものとする。

2 議会は、市民の多様な意見を把握して市政に反映させるために、必要な政策を自ら立案し、又は執行機関に提案することにより、市民と一緒にまちづくりの活動に取り組むものとする。

3 議会は、市民に開かれた議会を目指して情報公開に取り組むとともに、市民に対して議会の議決又は運営についてその経緯、理由等を説明する責任を果たすものとする。

4 議会は、市民にわかりやすい議会運営を行うために、この条例に規定するもののほか、議会運営の基本となる京丹後市議会会議規則（平成16年京丹後市議会規則第1号）、京丹後市議会委員会条例（平成16年京丹後市条例第230号）及び議会内での申し合わせ事項を継続的に見直すものとする。

5 議会は、市民の傍聴の意欲を高めるような議会運営に努めるものとする。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を尊重するものとする。

2 議員は、市政全般についての課題及び市民の意見、要望等を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんに努め、市民の代表としてふさわしい活動をするものとする。

3 議員は、議会の構成員として、市民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。

(会派)

第4条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。

3 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、必要に応じ会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

第2章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第5条 議会は、市民に対し議会の活動に関する情報を積極的に公表し透明性を高めるとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、本会議のほか、すべての会議を原則公開するとともに、会期中又は閉会中を問わず、市民が議会の活動に参加できるような懇談会、議会報告会等を開催するよう努めるものとする。

3 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）における参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

4 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けなければならない。

5 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、議会及び議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。

第3章 市長等執行機関と議会及び議員の関係

(緊張感の保持)

第6条 議会審議において、議員と市長等執行機関の長は、緊張感の保持に努めなければならない。

2 議会の代表質問及び一般質問は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。

3 市長等執行機関の長は、議員の質問等に対して、議長の許可を得て反問することができる。

(市長による政策等の形成過程の説明)

第7条 議会は、市長が提案する計画、政策、施策、事業等（以下「政策等」という。）について、政策等の水準を高めるため及び市民への公開のため、市長に対して、次の各号に掲げる事項の説明に努めるよう求める。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 市民参加の実施の有無及びその内容
- (4) 京丹後市総合計画との整合性
- (5) 財源措置
- (6) 将来にわたる効果及び費用

2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に

努めるものとする。

(予算及び決算における政策説明資料の作成)

第8条 議会は、市長が予算案及び決算を議会に提出し、議会の審査に付すに当たっては、前条の規定に準じて、市長に対し施策別又は事業別の分かりやすい政策説明資料の作成に努めるよう求める。

(地方自治法第96条第2項の議決事件)

第9条 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、次の各号に掲げるとおりとし、市政全般にわたり重要な計画等について、議会と市長等執行機関が共に市民に対する責任を担いながら、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するものとする。

- (1) 地方自治法第2条第4項に規定する基本構想に基づく基本計画に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、市行政の各分野における、政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針その他これらに類するものに関する事(行政内部の管理に係る計画、特定の地域を対象とする計画及び計画期間が5年未満の計画を除く。)で、次に掲げるもの
 - ア 都市計画、上下水道等に関する計画
 - イ 社会福祉、医療に関する計画
 - ウ 農林水産業、商工業その他の産業の振興に関する計画
 - エ 市民生活の安全、交通、環境に関する計画
 - オ 教育に関する計画
 - カ 次世代育成、男女共同参画に関する計画
- (3) 市が他団体と結ぶ提携又は協定のうち、予算をとまなうもの

第4章 討論の拡大

(討論による合意形成)

第10条 議会は、議員による討論の場であることを認識し、議長は、議員相互間の討議を中心とした運営に努めるものとする。

- 2 議会は、本会議及び委員会において議員提出、委員会提出及び市長提出の議案並びに市民提案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間において十分な討論、議論を尽くして合意形成に努めるとともに、その結果について市民に対して説明責任を十分に果たさなければならない。
- 3 議員は、前2項による議員相互間の討議を拡大するため、政策、条例、意見書等の議案を積極的に提出するよう努めるものとする。

第5章 委員会の活動

(委員会の適切な運営)

第11条 議会は、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性と特性を活かし適切な運営に努めなければならない。

2 委員会は、市民からの要請に応じ、審査の経過等を説明するとともに、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する懇談会等を積極的に行うよう努めるものとする。

第6章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

第12条 議会は、議員の資質並びに政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

(議会事務局の体制整備)

第13条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

(議会図書室の設置、公開)

第14条 議会に、議会図書室(以下「図書室」という。)を設置する。

2 図書室は、議員のみならず、誰もがこれを利用できるものとする。

3 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、図書の充実に努めるものとする。

(議会広報の充実)

第15条 議会は、市政に係る重要な情報を議会独自の視点から、常に市民に対して公表するとともに、市民からの意見、要望等を取り上げ、その内容及び対応について定期的に市民に周知するよう努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第16条 議員の政治倫理は、別に条例で定める。なお、議員は、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚するとともに、条例を規範とし、遵守しなければならない。

(議員定数)

第17条 議員定数は、別に条例で定める。

2 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、市民

の意見を聴取するため、参考人制度、公聴会制度等を十分に活用するものとする。

(議員報酬)

第18条 議員報酬は、別に条例で定める。

2 議員報酬の改正に当たって、議員が提案する場合は、行財政改革の視点及び他市との比較だけではなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、市民の意見を聴取するため、参考人制度、公聴会制度等を十分に活用するものとする。

第8章 最高規範性で見直し手続

(最高規範性)

第19条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会に係る条例、議会規則、議会告示等（以下「議会関係条例等」という。）を制定してはならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

(議会及び議員の責務)

第20条 議会及び議員は、この条例の理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される議会関係条例等を遵守して議会を運営し、もって市民を代表する合議制の機関として、市民に対する責任を果たさなければならない。

(見直し手続)

第21条 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする。

2 議会は、前項の検証の結果、議会関係条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとする。

附 則

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。